

## 「第143回 松戸市都市計画審議会」議事録

1 開催日時 令和3年10月15日（金）  
10時00分から11時34分まで

2 開催場所 松戸市役所新館7階 大会議室

### 3 出席者

#### (1) 松戸市都市計画審議会委員

##### ①出席委員（13名）

###### ・市議会議員

城所 正美 杉山 由祥 鈴木 大介 鈴木 智明 増田 薫 ミール 計恵

###### ・学識経験者

秋田 典子 金尾 健司 中山 政明 西村 幸夫 福川 裕一

###### ・関係行政機関の職員及び住民の代表

恩田 忠治 元吉 博保

##### ②欠席委員（4名）

###### ・市議会議員

市川 恵一

###### ・学識経験者

椿 唯司 橋本 孝司

###### ・関係行政機関の職員及び住民の代表

青木 洋

##### ③会議の成立

17名の委員総数のうち13名の出席により成立

#### (2) 事務局及び議案関係課

##### ①事務局

###### ・街づくり部

福田部長、本多審議監

###### ・都市計画課

湯浅課長、河村専門監、勝間課長補佐、高水課長補佐  
他7名

##### ②議案第1号

###### ・街づくり部

齋藤審議監

###### ・みどりと花の課

岸課長、三末専門監、木村課長補佐 他2名

###### ・農政課

加藤課長

###### ・農業委員会事務局

榊課長補佐、他1名

##### ③議案第2号

###### ・街づくり部

福田部長、本多審議監

###### ・都市計画課

湯浅課長、河村専門監、高水課長補佐 他4名

#### (3) 傍聴者等

3名（うち報道関係者 1名）

#### 4 議題及び説明者

- (1) 議案第1号 「松戸都市計画生産緑地地区の変更について」  
みどりと花の課
- (2) 議案第2号 「松戸市都市計画マスタープランの改定に向けた検討について」  
都市計画課

#### 5 議事の経過

- (1) 開催 …………… (10:00)
- (2) 部長挨拶 …………… (10:02)
- (3) 事務局報告 …………… (10:04)  
委員の出欠状況及び会議の成立 議事録署名人の紹介
- (4) 開会(議長 福川会長) …………… (10:05)
- (5) 事務局議題概要説明 …………… (10:06)
- (6) 公開の確認 …………… (10:07)  
公開することに決定
- (7) 傍聴の報告 …………… (10:08)  
傍聴の申出 2名 報道関係者 1名
- (8) 審議開始 …………… (10:10)
- (9) 議案第1号 説明 …………… (10:10)  
議案第1号「松戸都市計画生産緑地地区の変更について」
- (10) 議案第1号 質疑 …………… (10:27)  
議案第1号「松戸都市計画生産緑地地区の変更について」
- (11) 議案第2号 説明 …………… (10:48)  
議案第2号「松戸市都市計画マスタープランの改定に向けた検討について」
- (12) 議案第2号 質疑 …………… (11:07)  
議案第2号「松戸市都市計画マスタープランの改定に向けた検討について」
- (13) 閉会(議長 福川会長) …………… (11:34)

#### 6 配布資料

- ・次第
- ・席次表
- ・松戸市都市計画審議会委員名簿
- ・議案書
- ・議案参考資料

## 7 議 事 概 要

### 議案第1号 「松戸都市計画生産緑地地区の変更について」

#### 【説明要旨】

#### みどりと花の課 三末専門監

みどりと花の課の三末です。よろしくお願ひいたします。着席で失礼させていただきます。

それでは、第1号議案「松戸都市計画 生産緑地地区の変更」につきまして、こちらのスライドでご説明させていただきます。

松戸市では、平成3年の生産緑地法の改正により、平成4年11月に都市計画変更を行い、市街化区域内の農地、約169.31haを生産緑地地区に指定しました。

その後、買取の申出による行為制限の解除に伴う生産緑地地区の廃止や、生産緑地地区の一団化等による追加等があり、令和3年4月1日現在の生産緑地地区は523地区、約125.03haとなっております。

次のスライドは、本日ご審議いただく22地区の変更箇所の位置図でございます。お手元の資料と同じものでございます。黄色い点の箇所が廃止または一部廃止の箇所、赤い点が追加または一部追加の箇所となっております。議案書の中には個別の平面図等もございますので、ここからの説明の中で、併せてご確認いただければと思います。

次のスライドです。この度の変更の理由につきましては、買取の申出による行為制限の解除に伴う廃止が11地区、公共施設等の設置による廃止が3地区、緑地機能の増進により都市環境の向上に資すると認められる追加が7地区、一部廃止に伴う地区の合併が1地区の合計22地区が変更となるものでございます。

まず、買取り申出による行為制限の解除に伴う廃止についてです。

次のスライドで、買取の申出から生産緑地地区の廃止に至る都市計画変更手続きの流れについて、ご説明いたします。生産緑地地区につきましては、一度指定を行いますと、主に公共施設等の用地として利用される場合の他は、主たる農業従事者が死亡した場合や、農業に従事できなくなる病気や怪我を負った場合、また生産緑地指定後30年が経過した場合に限り、買取の申出を行うことができるようになっております。最初に、指定後30年を迎える生産緑地地区は2022年、来年令和4年になって初めて出てくることとなりますので、現在は黄色の部分、主たる従事者の死亡等が理由になる場合だけ、市に対して買取の申出ができ、申出後、市は県や企業庁など公共団体等への買取希望の照会や、農地のまま取得する方がいないか、農業従事者へのあっせん等を行います。しかし、申出を受理してから3ヶ月の間に買取希望が無く、あっせんが不調となった場合は、生産緑地地区内の行為制限が解除され、建築物の新築等の行為が可能な状態となります。この行為制限の解除により、生産緑地としての機能が失われることに伴い、その後の都市計画の変更手続きに進み、千葉県との協議や、毎年この時期にお願いしております都市計画審議会等を経て、生産緑地地区が廃止されるという流れになっております。

よって、都市計画審議会の開催時においては、既に宅地化されている生産緑地地区もあり、

都市計画の変更が後追いにならざるを得ない状況になってしまいますが、生産緑地法に基づく事務手続きでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次のスライドは、今回、買取の申出により行為制限が解除され、廃止となった地区における買取申出の理由の内訳でございます。主たる従事者の死亡によるものが6地区、主たる従事者の故障によるものが5地区、合わせて11地区となっております。

次に、公共施設等の用に供したことによる廃止の内容につきまして、ご説明いたします。

今回は3地区が公共施設等の設置による廃止となっております。次のスライドでご説明いたします。内訳は、道路の設置による廃止が2地区、これは右側の2つで、492号生産緑地地区と551号生産緑地地区となります。いずれも、既存の道路の拡幅部、少々わかりづらいのですが、黄色の部分だけが廃止となるものでございます。もう1地区につきましては、左側の図、512号生産緑地地区です。こちらは共同生活援助事業所、グループホームとなっております。以上の3地区が、公共施設等の用に供したことによる廃止、または一部廃止となっております。

3つ目の変更は、生産緑地地区の追加となります。こちらは緑地機能の増進により都市環境の向上に資すると認められる農地について、生産緑地地区への追加を行うものです。

次のスライドで追加の要件をご説明いたします。委員の皆様もご承知のとおり、2022年には、現制度による生産緑地地区が、初めて指定後30年を迎えることになり、買取りの申し出が、死亡や故障によるものでなく、自己都合により可能となります。いわゆる生産緑地2022年問題です。国では、これへの対応を含め、平成29年に生産緑地法等の関連する法律を改正し、都市における農地の意義を再評価し、農地が民有の緑地として適切に管理されることが持続可能な都市経営にも繋がっていくことを方向性として示しました。本市においては、こうした法改正を受け、松戸市都市農業振興計画の中で「市街化区域内の農地を保全するための手段として生産緑地制度を活用すること」が謳われ、令和元年10月に生産緑地の最低面積を500㎡から300㎡に引き下げる条例化や、これまで認められていなかった、新規の生産緑地の指定を可能とするなど、生産緑地の指定条件の緩和を行ったところでございます。このスライドは、条件緩和後の追加指定のパターンを図式化したものです。今お話ししたとおり、最低面積の引き下げや、新規追加指定を可能とするという、大きく2つの追加指定要件が加わったことにより、今までは既存の生産緑地と接しているAやBのような農地しか新たな生産緑地として指定できなかったものが、CやDの農地でも生産緑地地区の指定が可能となったものです。

こうした指定要件の緩和を行った効果もあり、昨年度は35地区 約3.27haの農地が追加指定されました。増加というところの部分が冒頭のグラフの通り生産緑地が増加しているというものです。今年度につきましては、7地区43生産緑地、654、720、721、722、723、724の合計7地区の約0.69haを追加指定することとなっております。

ちなみに、この7地区のうち5地区につきましては、条件緩和により指定が可能となったものであり、数字にしますと約0.39haが該当します。

次のスライドです。次に、一部廃止に伴う地区の合併の内容について、次のスライドでご説明

いたします。変更前は、緑色の枠が434号松戸新田第12生産緑地地区、また、青色の枠が435号松戸新田第13生産緑地地区でした。434号につきましては、一団の生産緑地の中に筆が①、②、③とあり、①の筆について、この度買取りの申し出があったことにより、②と③に分断され、②の筆につきましては面積が300㎡以上ありましたので、434号生産緑地として存続するのですが、③の筆につきましては面積が300㎡以下だったものの、435号と接していたことから435号に合併となるものでございます。

次のスライドです。ここまでご説明させていただいた生産緑地地区の変更内容を表にしたものでございます。変更後の地区数及び面積は、522地区で合計約123.42 haであり、前回の令和2年度と比べまして、地区数で1地区の減少、面積にして約1.61haの減少となっております。

最後に都市計画の変更の経過と今後の予定について、ご説明いたします。

都市計画法第17条第1項を準用する、法第21条第2項に基づく案の縦覧につきましては、広報まつど9月15日号でお知らせし、令和3年9月15日から9月29日まで行いました。縦覧者は0名、意見書の提出はございませんでした。

なお、今後につきましては、本日の都市計画審議会においてご審議をいただき、ご賛同をいただければ千葉県知事に対し、法定協議に入らせていただきます。順調に進めば、12月上旬には都市計画の変更の決定告示となります。

以上が、議案第1号「松戸都市計画生産緑地地区の変更について」の説明となりますが、ここで、議案と直接関係はございませんが、少しお時間をいただきまして、特定生産緑地についての状況報告をスライドでご説明させていただきます。資料の配布は、申し訳ありませんがございません。平成29年の生産緑地法の改正により、指定後30年が経過する生産緑地地区につきましては、以降これまでと同様の税の優遇が受けられる措置のまま、10年毎に更新ができる新たな仕組みとして特定生産緑地制度が設けられました。いわゆる2022年問題として、30年を契機にまとまった面積の生産緑地地区で、宅地等へ土地利用の変化が生じ、農地が一時期に減るのではないかという心配があった中での法改正でしたが、市では現在、来年11月にこの30年を迎える生産緑地地区につきましては、特定生産緑地への移行手続きを進めております。その状況でございますが、本市では対象となる30年を迎える生産緑地地区が約109haございまして、おおよその意向を終えた今年5月初めの時点で、その内の約90%にあたる約98haについて、特定生産緑地への移行の申請を受けております。この数字が多いのか、少ないのかということでございますが、法改正前には、70%程度ではないかという調査機関の推測値がございました。今年度に入ってから調査では6月末現在での国の調査結果がございまして、ここでは75%という数字がございまして、その内、千葉県平均では83%、また5月20日の日本経済新聞の紙面では、首都圏1都3県の調査結果が出ており、平均で8割近くという全体の結果の中、近隣の柏市が94%、船橋市が86%という数字が出ております。今後、申請の変更や追加で若干数字が変わってくるものとは思いますが、本市では約9割の生産緑地地区が、農地として保全されるという見込みになっております。この特定生産緑地につきましては、来年のこの時期の都市計画審議会に通常生産緑地地区の都市計画変更と合わせて、お諮りする予定となっております。

以上が、みどりと花の課からの説明となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 福川会長

どうもありがとうございました。それでは議案第1号について、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

### 【質疑応答】

#### 増田委員

増田です。よろしくお願いいたします。

生産緑地の基本的なことなのですが、これは農地全体の面積のどのくらいの割合になるのでしょうか。教えていただいてもいいですか。

#### みどりと花の課 三末専門監

松戸市内の農地面積についてですが、令和2年度の数値となりますが、市内の全農地面積が約660haで、同じ年の生産緑地地区の面積が、この年で126.6haございましたので、全農地面積の約19%という数字になっております。

#### 増田委員

ありがとうございました。思ったより多いのかなという印象なのですが、特定生産緑地のほうにも移行される農家さんが予想よりも結構多くて、これはせめてもの救いというか、ほっとする数字だなと思いました。ありがとうございました。

## 福川会長

どうもありがとうございました。

相当部分の緑地が、市街化調整区域にあります。他にいかがでしょうか。

#### ミール委員

日本共産党のミール計恵です。ご説明ありがとうございました。

毎年、この時期に生産緑地の審議に入って、追加、廃止等があるのですが、全体としてみると右肩下がりということで、今後もおそらく減ることはあっても増えることはないという風に考えます。それをどうにかして残していく、守るべきものという国の平成29年の方針の変更もあって、守っていくべきだということが、様々な観点からいわれています。地産地消とか、気候温暖化による雨水を吸収するとか、自然環境温暖化を防止するとか、様々な報道があると思うのですが、農地を守っていくために、条例の改正があり、生産緑地制度もあり、なんとか減少を全国平均よりも抑えられたということは評価できると思うのです。ただ、今後の見通しですよ。その辺、どういう風に考えていらっしゃるのか。この右肩下がり、ど

んどん売ってしまえば、いずれはなくなってしまう恐れがあるのですけれど、その辺の見通しと、新たな対策みたいなところは考えられているのか、教えていただければという風に思います。

あともう一点なのですが、特定生産緑地が全国平均よりも松戸がかなり高かったということ、90%ですか。全国平均よりも15%も高く、柏よりは少々低かったみたいですが、それはどうしてなのかなというところ、そのあたりの分析があれば教えていただければと思います。以上2点、よろしくお願いします。

### みどりと花の課 三末専門監

両方とも少々お答えが難しいところですが、今後の見通しというところの部分で、生産緑地制度は、市街化区域内の農地というところ限定されるものなので、その種地となる農地自体がそもそも少ないというところがございます。

市街化区域内の農地がまだ60ha強は残ってはいるのですけれども、新たな指定を可能とした条件の緩和、こうしたものを周知した上での昨年、今年の追加の状況でございますので、あくまで推測にはなってしまいますが、まとまった面積での追加は、今後出てこないものと考えております。相続とか従事者の故障とか、そういう節目で後継者がいらっしやらなければ、少しずつ生産緑地地区は減少していくというこれまでの状況が、変わるということは難しいと思います。この場では少々申し上げ辛いことではありますが、農業という部分、都市計画という部分と、振興という部分もございますので、そのあたりにつきましては、やはり農業セクションとも色々話しながら進めていくべきものだと考えております。

それと、特定の数字の分析ということですが、なかなか難しい部分がありますが、松戸という都心に近い立地というところは、やはり数字に反映されるのではないかなと思っております。例えば、東京の八王子だと、日本経済新聞の数字ですと82%、川崎は72%、少し神奈川でも西寄りの秦野市は54%でございますので、やはり松戸や都心に近いところの市街化区域内で農地を耕作されている方は、覚悟を決めている方が多いのではないのでしょうか。

### ミール委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

### 福川会長

これは質問ですが、30年経つと突然10%減るわけではなくて、届出があつて、徐々に減っていくのですね。

### みどりと花の課 三末専門監

残りの10%が突然なくなるのか、ということですよ。そういうことではございません。生産緑地としてはそのまま残ります。ただ、いつでもその買取の申し出ができる状況になるとい

うことでございます。

#### 福川会長

その都度、都市計画審議会にかかるのですか。

#### みどりと花の課 三末専門監

そういうことになります。

#### 福川会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

#### 西村委員

今の件に関して言うと、一つ、やはりその生産緑地の多さと、農地が宅地並みには課税されないということと、それから相続税の納税の猶予等がありますから、非常に有利だと思うのですよね。ですから、地価が高いところ、いくつかの選択肢をもって農業を続けたいという人にとっては、非常に有利ということはあるのではないかと思います。一見、私は中身に関しては特に異論はないのですけれども、資料に関して、一つ質問があります。11ページの生産緑地地区の追加に関してなのですけれども、概略図があって、いくつかの場合が想定されているのですけれども、Dの場合は確かに350㎡なので、緩和の条例の下で、新たに緩和条件による指定というのはわかるのですけれども、Cの場合ですね。農地が1,000㎡あるというのは、これは緩和条件ではなくても、以前から生産緑地にできるのではないかと思いますのですけれども、これがなぜ緩和条件による指定にあたるのか、理由があるのでしょうか。

#### みどりと花の課 三末専門監

法律等の解釈の中では、確かに西村委員がおっしゃる通りなのですけれども、それぞれ自治体の運用におきまして、当初の平成2年くらいから生産緑地指定の準備が始まる中で、一定の期間で、あなたは生産緑地にしますか、しませんかというところを地権者に判断していただいて、それが要は税金、税制を伴うものだったというところの中で、一度決めたこと、というところの中で、多くの自治体が横並びで新規の追加指定を認めなかったという部分がございます。既存の生産緑地と接している部分については、認めてございました。

#### 福川会長

独立新規は駄目だったのですよね。だいぶ社会情勢が変わってきましたからね。

#### みどりと花の課 三末専門監

都市計画運用指針におきましても、その情勢が変わったことを踏まえて新規の追加指定も認



めることを考えるべきだという文言が、法改正の時に加われました。

## 福川会長

どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。

## 杉山委員

ありがとうございます。議案の内容に関しては、特に異論はございません。追加の最後の特定生産緑地のご説明に関してなのですが、平成4年に指定された部分の90%が指定されるということは、私は担当課の皆さんの条例改正に至る前までのご努力の成果だと思っております。非常に丁寧に、地権者さんにアンケート調査を重ねていただいておりますね、窓口での相談も重ねていただいたということで、特定生産緑地という新しい制度に移行することの意義を、きちんと地権者さんに伝えていただけて、指定に繋がったということが、多くの成果だと思っておりますので、この辺は大いに評価させていただきたいと思っております。

その一方で、平成4年に指定をされたものが2022年問題として、大半の部分が30年を経過するわけですが、松戸市の場合においては、平成9年にも追加指定を行っていて、ここもそれなりの面積がございます。そうなった時に、今後、平成9年の30年後ですから令和10年だと思うのですが、またここで30年経った生産緑地をどうするのか、という問題が出てくると思うのですね。そこの対応をどうしていくのか。それと、いつでも30年超えた部分に関しては、買取の申し出ができるし、主たる農業従事者の死亡、故障というのは常に起こりうるので、買取の申請自体の頻度は、かなり短くなって発生すると思うのですね。そういった時にはやはり公共として利用できるものは、きちんと公共として利用するという方針をきちんと持つべきだと思うので、その辺に関して、是非お願いをしたいと思っております。

## みどりと花の課 三末専門監

質問というところでは、最初の一点ということによろしいですか。

追加指定というところが、先程西村委員のほうからお話がありましたが、平成9年の時に一度きりの追加指定では、制度の内容もよくわからないのに、一回きりでは困る、というところで、平成9年の追加指定があったものなのですが、そこにも一つ大きな山がございます。その部分につきましても、やはり何よりも制度の周知というところが大事だと思っております。直前ということではなくて、今回と同様、事前から丁寧な説明を心がけて、進めて参りたいと思っております。以上です。

## 福川会長

他の方で、これまでの討議を聞いていてご意見等がありましたら、どうぞお出しください。

## ミール委員

すみません。追加の質問をしていいでしょうか。

一点はですね、すごく基本的なところなのですが、生産緑地の追加指定というのは、今、平成9年に追加であったと言われたのですが、そういう風に、決められた年でないといけないのか、随時募集中という形なのか、そこだけ一点教えてください。

## みどりと花の課 三末専門監

条例を定めた時に、松戸市として、新規の追加はいつでも認めますよ、というところに緩和されたというところがございます。

## ミール委員

わかりました。ありがとうございます。

あと相続税のところ、先程、西村委員から、税の優遇があるので、都心に近い農家の方は比較的継続するということではないかとおっしゃられていました。ただ、猶予ということなので、いずれは払わなければいけないということがあると思うのですが、そこについての対策というのは、何かあるのでしょうか。

## みどりと花の課 三末専門監

納税の猶予は終身ということになりますので、極端な話、亡くなるまで農業を続けなくてはならないということです。

## ミール委員

亡くなったら、払わなければいけないということですか。

## みどりと花の課 三末専門監

亡くなったら、もうその時点で、免除されるということでございます。

## ミール委員

免除なのですか。ありがとうございます。

## 福川会長

いいでしょうか。なかなか複雑ですね。ご意見も尽きたように思います。

これは議決事項ですので、ここで議案第1号「松戸都市計画生産緑地地区の変更について」の採決を行いたいと思います。

では、議案第1号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

## 委員一同

全会一致

## 福川会長

議案第1号は、全会一致で可決いたしました。それでは、議案第1号を終了いたします。ありがとうございました。

～換気・休憩～

## 福川会長

それでは再開いたします。

引き続きまして、議案第2号「松戸市都市計画マスタープランの改定に向けた検討について」の審議に入ります。説明をお願いいたします。

### 【説明要旨】

#### 都市計画課 湯浅課長

それでは、議案第2号「松戸市都市計画マスタープランの改定に向けた検討について」。お手元の全体構成案に従いまして、都市計画課からご説明をさせていただきます。

それでは、2ページをお願いいたします。下段の参考をご覧くださいと思います。こちら都市計画マスタープランの改定に向けた検討にあたりましては、昨年11月から、これまで6回の審議会を経まして、前回の8月に全ての章の議論を終えたところでございます。この資料は、これまで各分野や章ごとに分けて議論していただきました内容を、都市計画マスタープランの完成型をイメージしていただくために、全体構成案として1つの冊子にまとめさせていただいたものでございます。本日は、これまでの議論を振り返り、パブリックコメント素案の作成に向けて、全体の構成や都市計画マスタープランが目指す方向性をご確認いただきたいと思いますと考えております。

3ページをお願いいたします。第1章 計画の前提として、改定の背景と目的、役割、位置づけ、目標年次を整理してございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。こちらは第1章から第5章までの構成を、図示化したものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。始めに、松戸市の特性と課題を整理しております。鉄道駅や路線が多く、交通利便性の高い住宅都市であることや、江戸川、21世紀の森と広場、戸定邸といった、水・みどり・歴史に関する多彩な資源があること等を記載しております。

次に、松戸市を取り巻く環境の変化を整理しております。人口減少や少子高齢社会をはじめ、大規模災害の危険性や新型コロナウイルス感染症の発生、SDGsやグリーンインフラの取り組み等をまとめております。

6ページをお願いいたします。ここからは、都市づくりのビジョンとなります。

始めに、これからの都市づくりの考え方をまとめております。拠点の魅力や賑わいの不足等、松戸の弱みを解消してだけでなく、生活利便性の高さや多彩な資源といった、松戸の強みを

伸ばしていき、松戸ならではの個性や魅力を高めていくことが必要であると考えております。

次に、将来都市像でございます。前回の都市計画審議会にて、次期総合計画では、将来都市像として「元気でおしゃれな自立した都市 やさシティ、まつど。～つよくしなやかに みんなで松戸の新たな時代を創ろう～」を掲げていることをお伝えさせていただきましたが、その後、次期総合計画の将来都市像が変更されております。総合計画の将来都市像に掲げられる理念や目標というものは、多くの分野に共有されて、都市計画マスタープランにおいても、その基本的な方向性を共有すべきであると考えておりますけれども、この変更を受けまして、今回、新たな将来都市像を「多世代がともにいきいきと思いきいに暮らすことができるまち やさシティ、まつど。」としております。本市の総合政策部からは、将来都市像の変更について、市議会に説明済みであるという風に聞いておりますが、委員の皆様にも、その変更理由をご説明させていただきます。急でございますが、市民とともに市制施行70周年を記念して作成したスローガン「やさシティ、まつど。」と、「楽しく、おしゃれで元気な街。全ての人を 柔らかく包み込む優しい都市、優しい人々。ここで始まる新しい暮らし やさシティ、まつど。」というステートメントがあり、スローガンの概念におしゃれと元気が含まれていること、少子高齢化が進展する中で、様々な世代の交流を積極的に推進していこうとすること等、多様性を重視する考えを示せるよう変更したというように、総合政策部から聞いております。将来都市像については、そのような動きがございますが、都市計画マスタープランにおきましては、松戸の魅力を高め、誰もが住みたい、働きたいと思える都市にすることで、人口規模を維持していくというこれからの都市づくりの考え方を基に、5つの都市づくりの要素から目標を設定して、将来都市像の実現に向けて取り組んでいくという基本的な軸については、変わっていないことをお伝えさせていただきたいと思っております。また、将来人口につきましては、次期総合計画において示される、2030年の将来人口を基に、概ね20年後におきましても、人口50万人規模を維持して参ります。

続きまして、7ページをお願いいたします。始めに、都市づくりの目標でございます。6ページに5つの丸、この都市づくりの要素を基に、5つの目標を設定いたしました。これらが、この後でございます「住宅地」や「賑わい・産業」等、5つの分野に関連付いております。

次に、将来都市構造でございます。前回の審議会では、将来都市構造図で、何を表したいのか、何をを目指したいのかといった様々なご意見をいただきました。それらのご意見を踏まえまして、検討を更に進めまして、特徴的である地形を追加させていただき、それぞれわかりやすいように駅名等の拠点名を追加する等の修正を行いました。図の右上にポイントとしてお示しさせていただきましたが、駅を中心とした拠点の配置、充実した交通ネットワークの維持・形成、印象的な水、みどりの交流軸、松戸の強みである生活利便性の高さより更なる魅力や賑わいの向上と発展を表現した図とさせていただきます。

続きまして8ページをお願いいたします。

土地利用の方針でございます。土地利用方針図につきましても、前回の審議会でも、様々なご意見をいただきました。更に検討を進めさせていただきまして、一部を修正しました。駅周辺拠点を中心とした、商業・業務機能や住宅の集積、千駄堀周辺の新たな市街地形成の可能性の検討や北千葉道路沿道の新たな産業立地の可能性の検討等の土地利用方針を表現した図としております。具体的には、広域交流拠点、交流拠点、生活拠点、工業拠点を追加し、沿道市街地を削除しております。千駄堀地区にあります赤い点線の丸につきましては、新市街地整備の可能性の検討として、北千葉道路沿道にあります青い点線の丸につきましては、新たな産業立地の可能性の検討として、それぞれ図示しております。また、脚注として記載していた、市街化調整区域のマス

タープラン策定に関する文章でございますが、策定していくということを明確化するために、4つの方針の中に記載することといたしました。

続きまして9ページをお願いいたします。ここからは、第3章都市づくりの方針、5つの分野である「住宅地」、「賑わい・産業」、「水・みどり・歴史」、「道路・交通」、「防災」についてまとめた章となっております。

始めに、「住宅地」分野について。目標「安心して住める住まいと地域がある都市」を掲げ、3つの基本的な考え方と、7つの方針を記載しております。

方針図につきましては、住宅系市街地・保全型は、区画整理が行われた箇所を示しております。今後も良好な居住環境の保全や充実を図って参ります。改善型は、それ以外の市街化区域を示しており、住宅市街地のストック改善等、良好な市街地形成を目指して参ります。その他、区画整理予定地や、UR団地の再生及び活用箇所等を図示しております。また、千駄堀地区については、土地利用方針図と同様、新市街地整備の可能性の検討を示しております。

続きまして、10ページをお願いいたします。次に「賑わい・産業」分野について、でございます。目標「都市の魅力を感じるまちなかと多様な働く場がある都市」を掲げ、5つの基本的な考え方と4つの方針を記載しております。方針図につきましては、駅周辺の拠点の再生を図るため、松戸駅をはじめとした各拠点を図示しております。また、3ヶ所の工業団地につきましても、維持・充実を図っていくため、図示しております。その他、市内の北に位置する幸田地区については、買い物環境の向上を図り、北千葉道路沿道には、土地利用方針図と同様、新たな産業立地の可能性の検討を示しております。

続きまして11ページをお願いいたします。次に「水・みどり・歴史」分野について、でございます。目標「水・みどり・歴史に囲まれて生活できる都市」を掲げまして、3つの基本的な考え方と6つの方針を記載しております。方針図につきましては、現在改定中でございます「松戸市みどりの基本計画」の図と整合を図り、表記してございまして、再整備が予定される地域公園等を示しております。その他、歴史的・文化的資源を保全活用していくため、市内に点在する文化財の位置を図示しております。

続きまして12ページをお願いいたします。次に「道路・交通」分野について。目標「誰もが楽しく快適に移動できる都市」を掲げ、4つの基本的な考え方と、7つの方針を記載しております。方針図につきましては、未整備である都市計画道路の整備の推進や、駅前広場の整備等を図示しております。

続きまして13ページをお願いいたします。「防災」分野についてでございます。目標「災害から守られた安全な都市」を掲げまして、3つの基本的な考え方と、5つの方針を記載しております。方針図につきましては、防災分野において懸案の一つである「木造住宅の密度が高い市街地の改善」として、西馬橋、栄町、古ヶ崎を図示しております。また、震災や風水害といった自然災害に対応するため、避難所をはじめ、緊急輸送道路や災害時重要路線等を示しております。

続きまして14ページをお願いいたします。ここからは、「第4章 地域別の方針」となります。市内15の地域設定を基本として、駅を中心とした街づくりを重視する観点から、拠点を基に、7つの地域を設定いたしました。この7つの地域でそれぞれ取り組みを行うことを一概に示すものではないものの、それぞれの拠点の特徴を活かせるよう検討を行って参ります。

15ページをお願いいたします。始めに、本庁・明地域について、でございます。地域名下に、その地域の特長をイメージした副題を記載しております。本庁・明地域については、「歴史と伝統を大切に、新しい文化を育むまち」として、その下に基本方針を記載しております。方針図に

つきましては、見やすさも考慮いたしまして、5つの分野を2つに分けて、各地域の方針を示しております。松戸駅周辺では、「商業・業務施設や都市型住宅の誘導」、「新拠点ゾーンの整備」等、古ヶ崎や栄町においては、「震災時の被害が懸念される市街地の防災性や住環境の改善」等を挙げさせていただきました。

続きまして、16ページをお願いいたします。矢切地域について、でございます。副題を「川と農の景色が広がる情緒あふれるまち」としまして、3つの基本方針を示しております。方針図には、「都市計画道路の整備による歩道空間の拡幅と沿道商業地の商業機能の維持・充実」や、「自然的資源や歴史・文化的資源をつなぐ快適な回遊空間づくり」等を挙げております。

17ページをお願いいたします。新松戸・馬橋地域について、でございます。副題を「利便性とゆとりある暮らしが共存するまち」としまして、3つの基本方針を示しております。方針図には、新松戸駅への「常磐線快速列車停車の働きかけ」や、「馬橋駅西側の木造住宅の密度が高い市街地について、防災性や住環境の改善」等を挙げております。

18ページをお願いいたします。次に、小金・小金原地域について。副題を「宿場町の風情を残すまち並みとみどり豊かでゆとりのあるまち」としまして、4つの基本方針を示しております。方針図には、地域の北側に位置する幸田地区において、「身近な商業施設と駅周辺等への公共交通の充実」を図るほか、「寺社や樹林地、旧小金宿のまち並みなどの歴史的資源や自然的資源を生かした魅力の向上」等を挙げております。

続いて19ページをお願いいたします。常盤平・五香・松飛台地域について、でございます。副題を「並木道やみどりのオープンスペース豊かなゆとりあるまち」としまして、4つの基本方針を示しております。方針図には、「常盤平団地等の再生に向けた取り組み」や、「北千葉道路の整備に併せた松戸都市計画道路の整備の検討」等を挙げております。

20ページをお願いいたします。六実・六高台地域について、でございます。副題に「みどり豊かでどかな住宅地が広がるまち」として、4つの基本方針を示しております。方針図には、「駅前広場等の整備、商業施設や住宅等の整備」、「桜並木の再生」等を挙げております。

続いて21ページをお願いいたします。地域別の最後となります、東部地域について、でございます。副題に「利便性と自然の豊かさを兼ね備えた新しいまち」としまして、3つの基本方針を示しております。方針図には、「北千葉道路の整備に併せた新たな産業立地の可能性の検討」や「紙敷川の整備」等を挙げております。

22ページをお願いいたします。第5章都市計画マスタープランの実現に向けてとなります。

市民、事業者、行政の協働による都市づくりや、マネジメントの視点に立った都市づくりといった、都市づくりの進め方を記載しております。また、各方針を実現するにあたっては、これからのまちづくりが抱える多様な課題に対応するため、身近な地区ごとのまちづくりを推進することが重要であると考えております。そのため、それぞれの地区の重要課題に対応した地区まちづくりを推進し、地元発意によるまちづくりを推進、支援するための仕組みづくりを検討して参ります。都市計画マスタープランは概ね20年後を見据えた計画としておりますが、5年ごとに進捗状況の確認と評価を行って参ります。また、社会経済状況の変化や計画の進捗状況、総合計画の改定等を踏まえ、必要に応じて柔軟な見直しを行って参ります。

以上が、松戸市都市計画マスタープラン全体構成案の説明となりますが、全体構成の案でございますので、要点のみを記載させていただいております。本日の議論を踏まえまして、今後、素案を作成して参りますが、素案では、各項目について、より具体的に記載して参りますことを、

最後に申し添えさせていただきたいと思います。

それでは、ご議論の程、よろしくお願い申し上げます。

### 【質疑応答】

#### 福川会長

どうもありがとうございました。

都市計画審議会で、随分長い間、都市計画マスタープランの審議をやりまして、今日は7回目です。あと次に、素案を固めて、パブリックコメントに付すということで進んで参りました。

他の都市で、どのようにしているかはわからないけれども、都市計画マスタープランの審議をするということです。

都市計画における許可や変更がどうのこうのということばかりを都市計画審議会でやってもしょうがなく、肝心のプラン作りということに、大分時間を割くことができました。かなり長丁場になりましたが、そろそろ大詰めに来ているということです。

もちろん今日は議決をする場ではありませんので、ご意見をお出しいただきたいと思います。どうぞ何かありましたら、ご発言ください。

はい、秋田委員よろしく申し上げます。

#### 秋田委員

秋田です。よろしく申し上げます。

何回も議論を重ねて、とてもよくなったと思います。色々な余分な部分が削られて、よくなったと思っています。1点だけ、12ページの「誰もが楽しく快適に移動できる都市」について、あまり今まで議論はしていなかったなと自分自身が思っています。今の状態は、私は松戸市内の移動は、あまり楽しくできていないというか、なんていうのでしょうか。最近、歩いて暮らせるという風なことをかなり重視しておりまして、地区別の構想の中でも考えられていると思うのですけれども、各地区の中で、きちんと歩いて生活ができるような交通移動形態ということが、求められているのではないかなという風に思っています。その中で、この「誰もが楽しく快適に移動できる都市」の中に、歩いて暮らせるようなことも書いたほうがいいのかなということと、あとは実際、この1番から7番の中のどれが具体的に、どういう風にこの20年間で松戸の交通がよくなるのか、ちょっと想像ができなかったので、どの辺が改善されるのか、実際松戸で働く者としても、聞いてみたいなという風に思いました。

#### 福川会長

市への質問というよりは、議論したほうがいいですね。

#### 秋田委員

はい。松戸は坂も多いし、やはり少々移動が不便だというのは事実で、こんなに駅がいっぱいあるのに、ほとんどの人が自家用車移動という状況を、どうすればウォークアブルになるのかな。

#### 福川会長

はい。そういえば、我々はこのところをあまり議論した記憶がないですね。素通りしてしまったかもしれない。どうぞご意見がありましたら。

## ミール委員

共産党ミールです。秋田委員のおっしゃる通りだなと。ウォーカブル等というのは、少し言葉で出ていたと思うのですけれど、なかなかそこが見えてこないというのがあります。オープンハウスをやっていただいて、たくさんの意見が出た中でもですね。やはり一番多いのが歩行者空間の整備というところが断然トップで53.8%が重要だという風に、誰もが楽しく快適に移動できる都市の方針の中で、重要だと思えるものとして占めているのですね。これまでの都市計画マスタープランの中でも、やはり道が狭い、歩きにくいという意見がずっとあって、それが今回の改定でも真っ先に皆さんが重要だと思われる課題に出ているというところで、まだまだ改善されていないし、今後どうなるのだろうというところ、本当に大丈夫なのだろうかというところが見えないというのが、私も正直同じ気持ちです。特に、例えば駅に行くまでも大変という高齢者が増えていて、今回の9月議会でもコミュニティバスを求める陳情も出されていますよね。そういう公共交通の利便性の向上も言われていますけれど、どこまで本当に本気で市が取り組んでくれるのかなというところが微妙な、まだ確信が持てないところがあるので、その辺はぜひ示していただき、市の責任でやっていくというところを、是非示してほしいなど、私も思いました。以上です。

## 福川会長

はい、ありがとうございます。他に何かいかがですか。

## 杉山委員

ウォーカブルな都市ということで、多分、松戸駅周辺まちづくり委員会でもご議論いただいていたと思うので、新拠点ゾーンの整備の中にも、確かそういう議論をされていたと思っています。その話であるなら、やはり都市基盤の整備と、都市計画道路の整備というのはきちんと推進すべきだ、という風なことが前提になります。

私は都市計画の勉強をする時に、よく道路率ということを中心として、どのくらい道路率が進んでいると、都市として充足しているかということを中心として、例えば世界的にみると、大体20%を超えると都市として、基盤がかなり整備されている目安になるという風に、都市計画の勉強の中で学んだことなので、東京23区と松戸市で比べてみた時に、東京23区の上位の都市というのは、大体20%は越えつつある。以前、調べてもらったら、平成28年度で15.3%、周辺都市に比べても才色ないのだけれども、まだ少し足りていないのかなという気がしています。その意味においては、やはり都市基盤の整備は都市計画としてきちんと行っていくというのが、まさにそのウォーカブルな1点目。

もう1つは、やはりある程度の街の中で、拠点が、ある程度固まって分散しているということが大事だなと思います。逆に、今の時代、コロナのおかげで、ネットワークが急速に進んでいるという部分がありますから、やはり松戸市は、これも他のところで意見を言わせていただきましたけれども、8支所を作って、分散して、どこに住んでも一定のサービスを受けられるという街づくりをしてきたわけですね。一時代、ここは批判されたこともあったけれど、逆に今の時代はそれが強みになると思いますので、やはりどこの町に、どこの駅に住んでいても、ある程度のニーズが充足されるという都市基盤を作っていくということが、最終的にはウォーカブルな街になるという風に私は思っていますので、その辺も書かれたらよろしいのではないのかなという



風に思っています。

## 福川会長

どうもありがとうございました。他にいかがですか。

やはり何でも書いたというと、メリハリがなかったですね。普段の生活をウォークブルに、ということと、拠点を中心に整備していく、というようなニュアンスも少し行の中に入れたほうがいいかなという気はしましたけれど。

## 西村委員

西村です。私も同感です。特に12ページの図面が、都市計画図の交通の図だけなので、ネットワークだけの議論をしているのですね。ですから、ある意味、松戸が最初のところで謳っているように、広域交流拠点、3つの交流拠点、生活拠点、それぞれの拠点には歩いて行けて、それぞれの拠点同士が、ネットワークで繋がれているという両面が必要なのに、片方しか図面として書かれていないのですね。他の図面は、割合色々なことを工夫して、力が入っているのですけど、確かにこの図面に関してはあまり議論していないですね。それは同時にですね、やはり本来ならばそれぞれの地区で議論をして、地区のレベルだと、拠点と拠点に対して、歩行者系のネットワークがどうあるべきか、ということを書けるので、もう少々そこが必要かなという感じがします。道が狭いのは問題面もありますけれども、ある意味、都市計画道路で表現されているような、ある程度の車の道で、細い道は歩く道だと考えれば、両立できないわけではないと思うのですね。歩く側のネットワーク、そういう議論が少し足りていないかな、という感じがしています。それをうまく入れてもらえると、ウォークブルのところも補強できるのではないかと思います。以上です。

## 福川会長

ありがとうございます。今まで6回やってきたのですが、抜けていましたね。このテーマはこのくらいにして、他にまた別のテーマでありましたら、お出してください。

## ミール委員

すみません、いくつかあるのですけども。まず1点目がですね、先程も申し上げた通り、市民の意見としては、オープンハウスで300人以上がアンケートに答えていただいて、たくさん意見が出ていると思うのですね。我々からも、この議論の中で意見を出しました。そういった中で我々のほうはある程度、確認してきたのですけど、市民の意見をどれだけ重視して採用していくのかどうか、今後、それをどういう風に生かしていくのかということも含めてですね、その点を教えていただきたいと思います。

それから、2点目がですね。今回いただいた全体構成の中で、新たに加えられているのかなと思うのですけど、16ページ以降、右に四角の点線で、市街化調整区域の土地利用について地域特性に応じて今後、別途、市街化調整区域のマスタープランの中で検討予定と書いてあるのですね。新たにまた、マスタープランができるということで、これはすごく重要だと思います。これがどういう風にやられていくのか、行われていくのか、どういったメンバーなのか。それが都市計画審議会とどういう風に関わりがあるのか、というところをお示しいただかないと、すごく重要な土地利用が、別のところで進められていくというのは、どうなのだろうという風に思います。

ので、その辺の市街化調整区域のマスタープランの在り方等、どういう風にやっつけていこうと思われているのか、ということをお願いしたいというふうに思います。それが2点目。

あと3点目ですね。これは個別のところになるのですが、11ページの「水・みどり・歴史に囲まれて生活できる都市」で、私は、これは本当に非常に大事だなと思っているところなのです。現行の都市計画マスタープランでは、26ページに、「本市に残された貴重な自然資源を守ることを基本に」と、こういう風に書いてあるのです。ただ、今回の都市計画マスタープランは、みどり、歴史、自然の保全活用とはあるのですが、本市に残された本当に貴重なもの、という文言がないので、是非それは入れていただきたい。ここで、より市民への市の姿勢というか、守っていくという姿勢が伝わってくるのです。私も、現行の都市計画マスタープランを見て、松戸市はちゃんと貴重だと思っている、残されたものを守ろうと思っているという風に、その一文で思いましたので、是非それは入れていただきたいという風に思います。これは要望ですね。では、2点の質問にお答えいただきたいとします。

## 福川会長

どうもありがとうございます。

## 都市計画課 湯浅課長

今回は、全体構成案ということで、要点を絞らせてもらって、作成させていただいております。今回、骨格というのですかね、そういったものをご確認していただきたいということで、詳しくは作成しておりませんが、本編におきましては、それぞれの分野別の方針等におきまして、市民からも重視する点を挙げてもらった部分を、より充実させていく予定でございます。

ただですね、意見の中でも、例えば賛成と反対といったような両極にあるようなものについては、賛成と反対というのは両方入れられないので、都市計画審議会での議論を経た上で選択して、都市計画マスタープランを作成していくということになっていくかと思っておりますので、全てが反映できるものではないということは、少々ご理解をいただければと思います。

2点目なのですが、市街化調整区域のマスタープランを作成していく過程については、現在検討中なので、詳細をこの場でお伝えすることはできませんが、いずれにしても最終的にはこの都市計画審議会を決めたいといった考えでございます。以上でございます。

## ミール委員

ありがとうございます。1点目なのですが、もちろん賛否両論があるのは、もちろん当然あるわけで、その中で市が、この意見はやはり重要だと思って、採用したり等をするべきだと思うのです。それをただ、両論あるから取り上げられませんか、では言いつばなしですし、何のために市民はオープンハウスに来て、こういう意見を出したのかというところがあるので。例えば、これは重要だと思った意見があるのか、今後これは検討していきたいと思っているのか、そういう点があったら教えていただきたいのです。賛否両論あるのはわかります。ただ市としての方向性や方針は、何を採用するかによって、今後示されていくと思うのですが、そういったところがあれば、示していただきたいなど。大事にしていきたいのは、せっかくこんなに多くの意見をいただいている、本当に皆さんが真面目に真剣に松戸市のために働いていただいているので、是非、それをそういう風にしていただけないのかなというところです。

市街化調整区域のマスタープランのほうは検討中というのであれば、いつからやるのですか

という話ですね。本来であれば、都市計画マスタープランで決めていくべきものが、これまで20年は、この都市計画マスタープランでやってきたわけですから、それをあえて別枠で作るということであれば、具体的に、いつからどういうメンバーで、何人で進めていくということくらいは言えないのですか。言えないのだったら、いつからやるのですか。その辺だけでも教えてください。

#### 都市計画課 湯浅課長

市街化調整区域のマスタープランは、今の予定では、3月に都市計画マスタープランを完成させるつもりで、今動いていますので、改定後、直ちに来年度始まったらすぐにでも、この都市計画審議会のほうで付議したいと思っていますので、それまでにはもちろん、こういった形で議論していくのかというの、こちらの都市計画審議会のほうでお伝えさせていただきます。

#### 福川会長

決まったら、また教えて頂けるということですね。

結構、市街化調整区域のマスタープランに関心が高いので、できるだけオープンに、且つ、決まったことは早く教えていただきたいということですね。それから、今後、本文をつけるわけですよ。その中に市民の方のご意見が入っていくわけですが、その本文は次回に出てくるのですか。

#### 都市計画課 湯浅課長

はい。

#### 福川会長

それでは次回、審議していただいて、これはこれで概要ということで。そういう段取りですね。

#### 都市計画課 湯浅課長

市民意見を紹介する欄を設けますので。本編のほうで、紹介させていただきます。

#### 福川会長

他にいかがでしょうか。もう何度もやって、そろそろ議決したい頃だと思いますが。

さっきのネットワークみたいに、抜けているところもあるかもしれませんから。でも、他は大分やりましたからね。では、いいですね。

#### 都市計画課 湯浅課長

すみません。事務局から一点、特に確認したい事項がありまして、ちょっと発言させていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

#### 福川会長

どうぞ。

## 都市計画課 湯浅課長

7ページの将来都市構造図について、でございますが、繰り返しになりますが、前回の都市計画審議会での皆様のご意見を踏まえまして、色々と修正させていただいたところなのですが、その中でも特にですね。小金原地区の生活拠点として、小金原センター周辺に赤の丸で示している箇所がございます。こちらに緑の点線の矢印が3本、図示してありますが、こちらの緑の矢印を3本、図示した理由としましては、他の生活拠点が、鉄道軸で結ばれていることに対しまして、小金原につきましては、鉄道を補完する公共交通として、主なバス路線をイメージして、図示させていただいたものでございます。ここでご意見いただきたいところがありまして、3点、考え方があるかなと思っているところです。

まず1点目として、都市の骨格を表現する、この将来都市構造図の中に、バス路線というものを入れるべきなのかというところですね。バス路線は図示しないという選択肢もあるのではないかと、という風にも考えています。

あと2点目につきましては、こちらでバス路線を図示するのであれば、全体的な統一性を考えて、他にもバス路線を載せるべきかという考え方があるかと思うのです。ただ、全てのバス路線を入れると、かなり細かくなってしまって、見づらくなってしまいます。

そして3点目として、今回この様に図示させていただいたように、拠点性を重視して、小金原センター周辺だけ、バス路線を図示していくのかというところで、悩んでいるところでもあります。是非、委員の皆様のご意見を頂戴して、次の都市計画審議会に向けて検討させていただければと思っております。よろしくお願いたします。

## 福川会長

市からのご質問ですね。多分、この図を作っている方は、何を書き込むかということで悩んでいるんですね。小金原センター周辺だけバス路線を書くのも変だなと思われたり、あるいは、小金原センター周辺はそれなりに自立した拠点として作られているので、ここまで書く必要はないのではないかなとか思ったりされたようです。どうぞ、皆さんからのご意見に従うということですので。

## 杉山委員

小金原センターの拠点については、僕は書くべきだと思っているので。それはもう、書いてくださいという話なのですが、ただバス路線全部を書き出すとなると、では六実どうなるのだという話が出てきますから。あえて書かなくてもいいのではないのでしょうか。

## 秋田委員

先程話していた、抜けていた12ページと連動していると思うのですがけれども、そこがうまく書けていないから、ここで悩みが出てくるのではないかと思うので、12ページで、拠点とそこの繋がりがきちんと描かれていれば、ここはあえて緑の線はいらないのではないかと、という風に思っています。

## 福川会長

はい、結論が出たような気がします。他にいかがですか。

## 西村委員

私も、緑の線は、ここだけ入れるのは不自然な感じがします。特に、点線で色々と将来のビジョンのところで薄い点線等が使われていることが多いので、これが将来都市構造なのか、今あるものを単に説明しているのかもわかりにくいので、あまり入れなくても十分、他が全て鉄道拠点なので、一つくらい別のものがあったても、それ程目立たない気がします。

## 福川会長

はい、他にいかがでしょうか。

## 増田委員

増田です。バス路線を、もし細かく書くと、確かに細かすぎて、それはきっと空白地域ができて、それが交通不便地域とか、今検討されていると思うのですけれども。その検討しているのが、本当は都市づくりには、関係があるのかなと思ったので、そういうことが少しイメージできたらいいのかなと私は思ったのですね。

## 福川会長

点はありますか、ありませんか。

## 増田委員

ごめんなさい。この点が、ここだけ書くのは少し違和感があるかなと、そう思いました。

## 福川会長

というような審議会の大体のご意見でございます。

## 都市計画課 湯浅課長

どうもありがとうございました。大変参考になりました。

## 福川会長

この話はこれで終わります。大体、いいですか。

ご意見等がないようですので、ここでご意見を打ち切りまして、担当課は只今いただいたご意見を踏まえて、今後も作業を進めるようお願いいたします。

それでは議案第2号「松戸市都市計画マスタープランの改定に向けた検討について」は終了いたします。ありがとうございました。

これで審議は全部終わりました、傍聴人におかれましては、ご清聴いただきましてありがとうございました。都市計画審議会資料を事務局へ返却していただき、退室をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第143回都市計画審議会を終了いたします。